

「定款・資格認定関係規程集」及び「新資格の資格認定関係規程集」 (平成 25 年 4 月 1 日) 主な改正点

一般財団法人全国大学実務教育協会

以下に示す規程等のほか、全ての資格の資格教育課程届出表（旧 カリキュラム届出表）において、単位数右横に「大学における必修・選択別」の欄が設けられました。

なお、変更の詳細は平成 23 年度、24 年度の各事業報告書をご参照ください。

定款・資格認定関係規程集

- | | | |
|---|----------|------------------------|
| ◎ 「プレゼンテーション実務士資格認定に関する規程」及び「プレゼンテーション実務士教育課程ガイドライン」の一部改正
・(資格の取得) 第 3 条及び(専任教員) 第 4 条を改正した。 | 改正
施行 | H23.9.8
H23.10.1 |
| ◎ 「資格認定証授与規程」の一部改正
・(資格の種類) 第 2 条に「(24) こども音楽療育士 (25) 実践キャリア実務士」を追加した。 | 改正
施行 | H24.4.28
H24.4.1 |
| ◎ 「秘書士・情報処理士・ビジネス実務士（上級を含む。）各資格認定に関する規程」の一部改正
・各規程の附則に「この規程による教育課程認定の申請は、原則として平成 24 年度限りとする。ただし、すでに認定されている教育課程は当分の間存続し、従前の例によることができるものとする。」「この規程は、平成 24 年 12 月 15 日から施行する。」を追加した。
秘書士、上級秘書士、情報処理士、上級情報処理士、
ビジネス実務士、上級ビジネス実務士、（6 規程） | 改正
施行 | H24.12.15
H24.12.15 |
| ◎ 「入会並びに教育課程認定審査規程」の一部改正
・「教育課程」を「資格教育課程」とし、「入会並びに教育課程認定審査規程」の名称を「入会並びに資格教育課程認定審査規程」と改め、(趣旨) 第 1 条を改正したほか、新たに（「資格教育課程等の自己点検チェックリスト」による調査）第 6 条を定めた。 | 改正
施行 | H24.12.15
H25.4.1 |
| ◎ 「入会並びに教育課程認定申請手続要項」の一部改正
・「入会並びに教育課程認定申請手続要項」の名称を「入会並びに資格教育課程認定申請手続要項」と改正し、「第 3」及び「第 6」の申請書類を従前の資格用に「第 3-1」及び「第 6-1」と定め、新資格用に「第 3-2」及び「第 6-2」を新たに定めた。
第 3-2 本協会に会員校として入会しようとする大学及びすでに入会の会員校が、新たに平成 25 年 4 月 1 日施行の新資格 [*] の資格認定のための教育課程を設置し認定審査を受けようとする場合は、次に示す書類を本協会事務局に提出しなければならない。
(1) 資格教育課程認定申請書 (様式 2-1)
(2) 資格教育課程説明書 (様式 2-2)
(3) 資格教育課程届出表 (様式 3)
(4) シラバス (様式 3 S)
第 6-2 本要項第 3-2 により認定を受けた資格教育課程等に変更が生じる場合は、必要に応じて次に示す書類を事前に提出しなければならない。 | 改正
施行 | H24.12.15
H25.4.1 |

- (1) 資格教育課程変更認定申請書 (様式 8)
- (2) 資格教育課程届出表 (様式 3)
- (3) シラバス (様式 3 S)
- (4) 申請事項変更届 (様式 9)

*新資格は、実践キャリア実務士、秘書士[®]、上級秘書士[®]、上級秘書士[®] (国際秘書)、上級秘書士[®] (メディカル秘書)、ビジネス実務士[®]、上級ビジネス実務士[®]、上級ビジネス実務士[®] (国際ビジネス)、上級ビジネス実務士[®] (サービス実務)、情報処理士[®]、上級情報処理士[®]をいう。

- ◎ 「ウェブデザイン実務士資格認定に関する規程」の一部改正
・(資格の取得) 規程第 3 条第 3 項を全文削除した。 改正 H24.12.15
施行 H25.4.1
 - ◎ 「園芸療法士資格認定に関する規程」の一部改正
・(資格の取得) 規程第 3 条 第 3 項 選択科目の履修の免除の対象となる資格に「言語聴覚士」を加えた。 改正 H24.12.15
施行 H25.4.1
 - ◎ 「入会金及び会費規程」の一部改正
・(入会金) 第 2 条を改正した。 改正 H24.12.15
施行 H25.4.1
 - ◎ 「資格認定証授与規程」の一部改正
・(資格の種類) 第 2 条の (1) ～ (6) にリニューアル[®]資格 (10 種) を加えた。 改正 H25.2.16
施行 H25.4.1
- 第 2 条 本協会が授与する資格認定証は次のとおりとする。
- (1) 秘書士、秘書士 (国際秘書)・秘書士 (メディカル秘書)・秘書士[®]
 - (2) 上級秘書士、上級秘書士[®]・上級秘書士[®] (国際秘書)・上級秘書士[®] (メディカル秘書)
 - (3) 情報処理士、情報処理士[®]
 - (4) 上級情報処理士、上級情報処理士[®]
 - (5) ビジネス実務士、ビジネス実務士[®]
 - (6) 上級ビジネス実務士、上級ビジネス実務士[®]・上級ビジネス実務士[®] (国際ビジネス)・上級ビジネス実務士[®] (サービス実務)
- ◎ 「園芸療法士教育課程ガイドライン」の一部改正
・必修科目 「園芸療法実習」の学習内容の表現を見直し改めた。 改正 H25.2.16
施行 H25.4.1

新資格の資格認定関係規程集

- ◎ 「実践キャリア実務士教育課程教育課程ガイドライン」の一部改正
・必修科目「総合的実践実務」の科目例の中の「インターンシップ」を「PBL 型インターンシップ、課題解決型インターンシップ」と改正した。 改正 H25.2.16
施行 H25.4.1

※各資格教育課程の資格認定に関する規程・ガイドライン及び認定関係諸申請様式並びに資格認定証授与関係諸申請様式は、本協会ホーム・ページからすべてダウンロードできます。

URL <http://www.jaucb.gr.jp>